



Title	「進路指導論Ⅱ」の講義内容とそのねらい
Author(s)	上原, 慎一
Citation	北海道大学教職課程年報, 2, 17-21
Issue Date	2012-03-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49472
Type	departmental bulletin paper
File Information	Uehara.pdf



「進路指導論Ⅱ」の講義内容とそのねらい

上原 慎一

はじめに

(1) ねらいと内容

小論の目的は「進路指導論Ⅱ」の講義内容とそのねらいを、特に「進路指導論Ⅰ」との関連を意識しながら紹介することである。北海道大学では、2006年度に履修の便宜を図るため「教職に関する科目」の多くをⅠとⅡ（それぞれ1単位）に分割し、形式上は別科目とした。それ以来、それぞれのⅠとⅡにいかなる接続性を持たせるか／持たせないかはそれぞれの科目に固有の問題となっている。進路指導論の場合、担当者同士が緊密に連絡を取り合い、強い接続性を持たせる努力を継続してきた。学生にも折に触れてその旨を説明している。それゆえ、学生の感想を見ても概ね理解されているようであるが、後述するように相応の工夫も必要とされる。

さて、「進路指導論Ⅰ」のねらい・内容を一言で言えば、進路指導論の理論を歴史的背景との関連で解説し、それを前提に各地域・各学校で行われている実践を理解することにあつた¹。それに対して「Ⅱ」のねらい・内容は進路指導を規定する社会的現実の構造的背景、それに対応するべく行われている実践の意義を学ぶ点にある。さらにいうなら、「Ⅰ」は個人化された進路指導の理論を批判的に検討し、学校としての取り組みを社会、とりわけ地域社会の現実との関連で把握することを主眼とする。それに対し、「Ⅱ」は卒業生が働く現場が規定する進路の現実、いいかえるなら労働力の需要の構造の歴史的展開に即して、進路指導の役割を考えることにある。雇用そのものが不安定化する現代において、働く現実を前提とした進路指導はいかに可能か、この授業のねらいはこの問いに受講生それぞれが答えることを目的としている。

なお、「進路指導論Ⅱ」の中心テーマのひとつである高等学校における具体的な実践に関しては、ここ数年、北海道札幌南陵高校教諭の馬場雅史氏に依頼し、氏の実践を直接ご本人から講義していただいている。その内容は別稿として本号に掲載されているので、そちらを参照されたい。また、ワークルールに関しては、北大法学部の道幸哲也氏に依頼し、講義していただいていたが、昨年度をもって道幸氏が北海道大学を退職されたため、私がカバーせざるを得なくなっている。

(2) 成績評価に関するレポート課題

進路指導論Ⅱではレポートによる評価を行っている。その課題は年度によって少々異な

¹ 「進路指導論Ⅰ」については、浅川和幸『「進路指導論Ⅰ」の講義内容とそのねらい』（本誌創刊号、2011年）を参照願いたい。

るけれども、今年度は各種メディアにおいて取り上げられている「労働」を題材に、進路指導において参考となる教材の作成を課題とした。その一端を最後に紹介しよう。

1 講義内容

さて、講義の内容をもう少し具体的に紹介しよう。馬場氏の実践部分を除けばこの「Ⅱ」の主眼とするところは、日本的雇用慣行の生成・展開と進路指導の現実の関連を理解すること、その中で近年はワークルールの理解が必須の事項となっていることを理解することにある。

まず日本的雇用慣行の生成、内部化の進行について。時期区分は戦前期、戦時体制期、戦後初期、高度成長期・前期、高度成長期・後期、安定成長期、長期不況期としている。これはいずれも「Ⅰ」の進路指導の時期区分、黎明期、戦時発展期、戦後開始期、中学校中心期、高校中心期1・高校中心期2、5期に対応する。以下内容については項目のみを示す。

(1) 戦前期（黎明期）

- ・職人徒弟制
- ・工場徒弟制
- ・養成工制度
- ・専門学校、実業学校、実業補習学校
- ・職業紹介制度と職業指導

(2) 戦時期(戦時発展期)

- ・労務統制
- ・職業紹介の国営化
- ・工場事業場技能者養成令

(3) 戦後初期（戦後開始期）

- ・年功的職場秩序
- ・養成工制度
- ・職業安定法 職安、学校による職業指導
- ・職業、職業指導

(4) 高度成長期（転換期）

①前期（中学校中心期）

- ・技術革新による熟練の再編
- ・職業指導から進路指導へ
- ・職安主導の集団就職
- ・後期中等教育多様化政策
- ・職業訓練法

②後期（高校中心期1）

- ・能力主義管理
- ・競争の激化と序列化

③安定成長期（高校中心期2）

- ・内部化の進展
- ・序列化の進展
- ・職業訓練の周辺化

（5）長期不況（復活期）

①雇用形態の多様化

②非正規雇用をめぐる諸問題

- (a)量的増大 (b) 非正規雇用とは (c)特徴 (d)フリーター問題とワークルール
(e)ワークルールとは何か (f)労働者の権利はいかに守られるのか

以上大まかに言うなら、日本的雇用慣行は企業による独自の養成制度の発展過程と労働行政による就職あっせん制度、その一環としての学校による進路指導の同時的な展開として理解する必要がある。両者はあくまでの別個に展開したものである。しかし、日本に固有の内部労働市場の形成期は、同時に高校進学率が著しく上昇した時期でもあった。従来中卒者を採用していた企業は、その対象を高校卒業者に変更することとしたが、その具体的選抜は高校側に大きくゆだねられることとなった。高校側もその要請に応え自らの論理で応えていった。この両者の対応関係で形作られてきたのが、新規学卒一括採用慣行である。90年代以降の長期不況は、雇用構造を大きく非正規化し、学卒一括採用の枠が大きく縮小することとなり、結果、この慣行は大きく揺らいでいる。そこで重要な役割を果たすのが、ワークルールである。

先にも述べたように、ワークルールに関しては、道幸氏に講義をお願いしていた。というのは道幸氏自らがNPO法人を設立し、ワークルール教育の普及に関する実践を展開していたからである。しかし、昨年度をもって道幸氏が北海道大学を退職されたため、氏の著作や講演を基に独自に教材を作成し、解説している。そこで注意すべきなのは、労働法または労働者の権利を羅列的に伝えても、教職という授業においても、実際の学校においてもほぼ意味がないということである。道幸氏自身が、自らの実践を省みて一時期により多少ニュアンスは異なるが一最後に必要とされるのは「気合」であり、「議論」であり、「連帯」であると述べていることからそれはうかがえよう。労働者の権利は権利としてあることを踏まえて、それを具体的に実現するためには何が必要か、それを考えることの重要性をこの進路指導論Ⅱでは伝えている。そしてその「可能性」は、意外にも普通の学校での様々な教育活動にあるのだ、という私の持論で締めくくっている。

2 受講生の反応

さて、こうした内容を受講生にいかに関心されているだろうか。この授業の出席票には

質問を記入する欄を設けているので、毎回かなりの質問が寄せられる。大まかな傾向は、以下のようである。

- ・ブルーカラー／ホワイトカラーの区分について
- ・日本独自の採用慣行について（履歴書の空白問題等）
- ・養成工（校）の実態と社会的認知度の低さの原因について
- ・能力主義管理に関して、日経連が目指したもの
- ・高卒と大卒の就職の違い
- ・非正規化、間接雇用化の原因と対策
- ・有効なフリーター、無業者対策、フリーターの権利の充実

一見して、雇用の構造・労働問題に関する説明の充実が求められているといえよう。なかでも労働者がブルーカラーとホワイトカラーに分かれることについては、かなり理解が困難なようである。

反対に「進学指導についての話も聞きたい」、「どこまでが進路でどこからが雇用かわからない」という意見も見られる。進学指導に関しては「Ⅰ」で説明済みであり、「Ⅱ」で問題にしているのは高卒就職の問題にとどまるものではなく、そこに表れている学校と企業の関係の意義について理解する必要があると回答するが、やはり常に「Ⅰ」と「Ⅱ」の接続性、新規一括採用が学校にあたえる影響の大きさを常に強調しなければならないであろう。なお、労働問題についてさらに学習したい受講生には教育学部の専門科目である産業教育論の受講を勧めている。

3 レポート課題へのとりくみ

さて、今年度の課題である、労働の実態の教材化への取り組みの傾向を述べておこう。今年度は最終的に48名がレポートを提出した。その内容を大まかに分類すると、第一に素材を丁寧に扱い、登場人物を「労働者」として描き説明することに成功しているもの、第二に労働法や労働者の権利に関する啓蒙書を使用するもの、第三に新聞記事やニュースを使用するというもの、第四に説明・解説に具体性を欠くもの、に分けられた。

第一のタイプのレポートを提出したのは18名、彼／彼女らは新聞の特集記事や小説、映画、ドラマ、マンガ、自らの実体験などを丁寧に取り上げ、登場人物である労働者たちが織りなす関係のなかで自らの権利を主張するのはいかに可能か、という点でかなり水準の高い内容となっている。さらに授業計画とともに具体的な実行可能性を考察したものも見られた。

第二のタイプのレポートを提出したのは19名と最も多かった。彼／彼女らは村上龍『13歳のハローワーク』やその批判、北海道労働委員会作成「働く若者ルールブック」、全労連作成「今そこにあるユニオン」などを用いながら、職業を考えることの重要性、労働者の権利の重要性を理解させる、としている。「今まで考えたこともなかった」、「高校生のと

きには夢にも思わなかった」職業や権利のことを考えるという意味で新鮮な気持ちで取り組み始めた学生も多かったようだ。しかし残念なのは、先にも紹介した、こうした実践の限界についてさほど突っ込んだ検討がなされていないという点であろうか。

この傾向は、第三のタイプ（4名）になるとより顕著になる。また、職業や労働の現実についても表面的な紹介しかできておらず、教材とするには若干疑問符がつく。第四のタイプ（7名）に関してはコメントのしようがない。これらのタイプのレポートを提出した受講生が、顕著に出席が芳しくないという傾向も見られない。次年度に向けて、大いに反省すべき点である。

おわりに

実践の具体的内容および受講生からの評価については馬場氏の論考に俟たなければならないが、実施の体制や内容について一定程度落ち着きを見ているものと思われる。しかし、進路と雇用の境界の問題、労働の現実の理解の問題、教材化の問題等々、越えなければならない壁はなお高いといわなければならない。